

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は軽費老人ホームの運営の向上を図るため老人福祉法（昭和38年法律第133号）第24条第2項の規定により、軽費老人ホームの運営に必要なサービスの提供に要する費用（以下「サービス提供費」という。）について船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号、以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象サービス提供費、補助金交付額等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、軽費老人ホームの運営に必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃借料支出、各所修繕費支出、雑支出、器具及び備品取得支出、その他市長が必要と認める経費とする。

2 補助金の基本額は、船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額を定める規則（平成20年船橋市規則第87号以下「上限額を定める規則」という。）第3条に定める額に、軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日老発第0530003号）に定める各種加算額等を加えた額に毎月初日の入所者数を乗じて得た額とする。

3 補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) サービス提供費基準額

第1項に規定する交付の対象となる経費又は前項に規定する基本額のいずれか低い額から本人徴収額（上限額を定める規則第4条に定める額に毎月初日の入所者を乗じて得た額（特別運営費があるときは、これを控除した額）をいう。）を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 処遇改善加算

次のア又はイに定める額のいずれか低い額

ア 介護職員の常勤換算数（小数第2位を切り捨てた数）に15,000円を乗じた額

イ 実際の賃金改善に要した額

4 前項の規定により決定した補助金は、概算払いすることができる。

(申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、市長が定める期日までに軽費老人ホームサービス提供費補助金交付申請書（別紙第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別途市長が定める期日までに、軽費老人ホームサービス提供費補助金変更交付申請書（別紙第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付可否の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(2) 補助金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後10年間保管しておくこと。

(承認申請)

第6条 前条第1号の適用を受けようとするときは、軽費老人ホームサービス提供費補助金中止・廃止承認申請書(別紙第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告をしようとするときは、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに軽費老人ホームサービス提供費補助金実績報告書(別紙第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(概算払の請求)

第9条 規則第15条第1項のただし書きにより補助金の交付を請求しようとするときは、軽費老人ホームサービス提供費補助金概算払請求書(別紙第5号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用補助金交付要綱の規定は、令和6年2月1日から適用し、同日前については、なお従前の例による。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

所 在

法 人 名

代表者氏名

年度軽費老人ホームサービス提供費補助金交付申請書

このことについて、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 補助金所要額調書（別表1のとおり）
- 3 補助金所要額内訳書（別表2のとおり）

〈添付書類〉

- 1 年度歳入歳出予算書抄本
- 2 民間施設給与等改善費基本分算定調書
- 3 当該年度4月分の勤務表等

年 月 日

船橋市長 あて

所 在

法 人 名

代表者氏名

年度軽費老人ホームサービス提供費補助金変更交付申請書

このことについて、次の金額を追加（一部取消）交付されたく関係書類を添えて申請
します。

- 1 追加（一部取消）交付申請額 円
- 2 補助金所要額調書（別表1のとおり）
- 3 補助金所要額内訳書（別表2のとおり）

〈添付書類〉

- 1 年度歳入歳出予算書抄本

船橋市長 あて

所 在

法 人 名

代表者氏名

年度軽費老人ホームサービス提供費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け船橋市高福指令第 号で交付決定のあった補助事業について中止・廃止したいので、船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第5条によりその承認を申請します。

記

1 理 由

船橋市長 あて

所 在

法 人 名

代表者氏名

年度軽費老人ホームサービス提供費補助金の事業実績について（報告）

このことについて、次の書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算書（別表1）
- 2 補助金精算内訳書（別表2）

〈添付書類〉

- 1 年度歳入歳出決算書抄本
- 2 賃金改善に要した金額がわかる根拠資料

第5号様式

軽費老人ホームサービス提供費補助金概算払請求書（第 回）

年 月 日

船橋市長 あて

所 在

法 人 名

代表者氏名

年 月 日付船橋市高福指令第 号で交付決定のあった軽費老人ホームサービス提供費補助金を、船橋市補助金等の交付に関する規則第15条第1項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

金

円

(振込先)

金融機関名
預金種別
口座番号
名義人